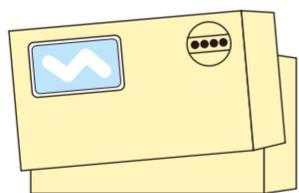




# 7月16日から支給対象者のご自宅に給付金の申請書を郵送します

(申請書が届いた人が必ずしも支給対象になるわけではありません)



## 臨時福祉給付金

対象者  
住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円



## 子育て世帯臨時特例給付金

対象者  
平成26年1月分の児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の人や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円



受け取ることができる給付金はどちらか1つです。どちらの給付金にも該当しない人もいます。

支給対象に該当するかを確認するには

2ページ記載の支給要件、または5月25日発行の広報まつど特集号や松戸市ホームページに掲載している診断チャートをご覧ください。

## 重要! 平成26年度分の住民税により支給対象者を判定します

平成25年の所得と扶養関係によって支給対象者かどうかを判定します。支給対象者の判定には、市民税・県民税の申告が必要ですので、まだお済みでない人は早めに申告をしましょう。

- 【所得のなかった人で申告が必要な人】※同一世帯内で税法上の扶養親族等になっている人を除く。
- ① 単身赴任中の配偶者の仕送りで生活していた
  - ② 他市または別世帯の親族の扶養になっていた
  - ③ 知人の援助で生活していた
  - ④ 病気療養中であった
  - ⑤ 海外出国中であった
  - ⑥ 借入にて生活していた
  - ⑦ 学生であった
  - ⑧ 預貯金などにより生活していた
  - ⑨ 雇用保険(失業保険)・労災保険などの給付などで生活していた
  - ⑩ 遺族年金・障害年金のみで生活していた

- 【申告をしなくてもよい人】
- ① 給与所得のみの人
  - ② 公的年金のみの人(遺族年金・障害年金などを除く)
  - ③ 確定申告書を税務署に提出した人
  - ④ 市民税・県民税申告書を松戸市に提出した人
- ※①及び②については、各支払者から各支払報告書が市に提出されていますので、通常申告する必要はありません。

未申告の人は「市民税・県民税の申告」をしましょう!

※未申告の人にも申請書が送付されますが、同一世帯の支給対象者の中で市民税・県民税の申告状況が確認できない人が一人でもいる場合、支給は11月以降になります。



※臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金は、今回一回限りの給付金です。

## 臨時福祉給付金

### 支給要件



#### ●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。  
ただし、課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合や生活保護の受給者である場合などは除きます。

#### ●支給額

- 1人につき10,000円
- 下記の《加算対象者》には1人につき5,000円を加算

##### 《加算対象者》

- 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者※1
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。

※2 平成26年1月分の手当などを受給している人が対象です。

表1 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)  
(給与所得者) (公的年金等受給者)

区分 (扶養親族等の数)	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身(0人)	100万円	単身	65歳以上 155万円
夫婦(1人)	156万円		65歳未満 105万円
夫婦子1人(2人)	205万7千円	夫婦	65歳以上 211万円
夫婦子2人(3人)	255万7千円		65歳未満 171万3千円

※生活保護基準の1級地における非課税限度額。

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給要件



#### ●支給対象者

次のどちらの要件も満たす人が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表2の限度額目安未満かどうか)

※特例給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を支給する制度です。

#### ●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

#### ●支給額

- 対象児童1人につき10,000円

表2 児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875万6千円
夫婦子1人(2人)	917万8千円
夫婦子2人(3人)	960万円

## ご注意

### 「申請書が送られてこない!」 と思ったら...

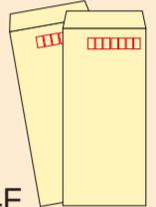
7月16日(水)より順次発送しますが、大量発送のため、ご自宅に届くまで時間がかかります。  
支給対象になると思われる人で8月に入っても申請書が届かない人は、松戸市臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンターまでお問い合わせください。

### 公務員児童手当受給者の 申請について

平成26年1月1日に松戸市に住民票がある公務員児童手当受給者は、お勤めの官公庁(職場)から配付された「(公務員用)子育て世帯臨時特例給付金申請書」に必要事項を記入して、「公務員児童手当受給状況証明書」を同封の上、市販の封筒で下記まで郵送してください。

〒271-8588 松戸市根本387の5  
「松戸市子育て世帯臨時特例給付金 担当」宛

※下記の受付窓口での申請も可能です。  
松戸市小根本45の12 ありがとう早稲田ビル4F



※一定の住居を持たない人でいずれの市区町村にも住民票がない人については、平成26年1月2日以降であっても松戸市で住民票の登録手続きを行えば申請できる場合があります。

※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに松戸市にお住まいの人については、松戸市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

## まつどし ざいじゅう がいこくせきひと 松戸市に在住する外国籍の人へ

この2つの給付金は、平成26年1月1日に松戸市に住民票があり、支給決定時に中長期在留者等である場合は支給対象となります。ご不明な点がございましたら、下記の両給付金コールセンターまでお問い合わせください。

For inquiries or information, please contact the office below.

若有不明之处, 请向下边的联系处咨询。

문의사항이 있으시면 아래의 연락처로 문의 바랍니다.

まつどしりんじふくしきゅうふきん こそだ せたいりんじとくれいきゅうふきん  
松戸市臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター

☎047(366)8192

## 2つの給付金共通事項

## Q&A



### Q1. 振り込みまでどれくらいかかりますか？

A1. 審査・データ入力を8月に行い、9月上旬から振り込みを開始します。大量処理のため申請から1カ月半程度はかかります。同時期に申請が集中した場合、さらにもう少しお待ちいただくことも想定されますが、速やかに受給の可否を判定したいと考えています。なお、同一世帯の支給対象者の中で市民税・県民税の申告状況が確認できない人が一人でもいる場合は、11月以降の振り込みとなります。

### Q2. 支所での申請はできますか？

A2. 支所での受け付けはいたしません。同封の返信用封筒で郵送してください。

### Q3. 給付金を受給した場合、確定申告をする必要はありますか？

A3. この給付金は所得として認定されません。従って確定申告をする必要はありません。

### Q4. 修正申告や税務調査等により、給付金の受給後に受給できないことが判明した場合はどうなりますか？

A4. 全額返金していただきます。(申請書にて返還する旨を同意していただきます。)

## 臨時福祉給付金

## Q&A



### Q1. どんな口座でもよいのですか？

A1. 申請者名義の口座であれば、日本国内の金融機関どこでも利用できます。海外口座は利用できません。

### Q2. 口座がない場合はどうしたらいいですか？

A2. 新たに口座を開設してください。

### Q3. 申請は誰でもできますか？

A3. 申請書に印字された同じ世帯員の人なら、同じ世帯員分について誰でも申請できます。

### Q4. 支給対象者に外国人は含まれますか？

A4. 平成26年1月1日時点で松戸市に住民票があり、給付金支給決定時に中長期在留者等である場合は支給対象となります。

### Q5. 平成26年1月2日以降に引っ越した場合、給付金の受け取りはどうなりますか？

A5. 1月1日時点の住民票がある市区町村から支給されますので、詳細はそちらにお問い合わせください。なお、1月1日に松戸市に住民票があり、1月2日以降に市外に転出した人には、世帯主宛にまとめてではなく支給対象者個人毎に、申請書が送られます。



### Q6. 平成26年1月1日以降に生まれた人や亡くなった人は給付金の対象になりますか？

A6. 1月1日に生まれた人は対象になりますが、1月2日以降に生まれた人は対象になりません。また、1月1日から支給が決定されるまでの間に亡くなった人も対象になりません。

### Q7. 加算になる年金や手当などを複数受給しているのですが、加算額はどれくらいですか？

A7. 複数受給していても加算額は5,000円です。

### Q8. 平成26年1月2日以降に離婚して別々に住み始めたのですが、申請書はどこに郵送されますか？

A8. 市が申請書を作成する6月24日時点で住民票が分かれば、それぞれの住所に分けて郵送します。

### Q9. 個人ごとに振り込みをしてほしいのですが？

A9. 今回は一度限りの給付ですので、世帯単位での振り込みでお願いします。

### Q10. 東日本大震災の影響で避難しているのですが？

A10. 住民票のある市区町村にお問い合わせください。

## 子育て世帯臨時特例給付金

## Q&A



### Q1. どんな口座でもよいのですか？

A1. 原則として、児童手当振込口座になります。

### Q2. 申請は誰でもできますか？

A2. 児童手当受給者のみ申請できます。

### Q3. 子育て世帯臨時特例給付金の対象児童と臨時福祉給付金の支給対象者についてはどのような関係になりますか？

A3. 子育て世帯臨時特例給付金の対象児童からは、臨時福祉給付金の支給対象となる児童は除かれることとなります(臨時福祉給付金が優先)。そのため、臨時福祉給付金の支給対象となる児童については、臨時福祉給付金が支払われる一方で、子育て世帯臨時特例給付金は支払われません。

### Q4. 平成26年1月1日以降に生まれた人や亡くなった人は給付金の対象になりますか？

A4. 1月1日に生まれた児童は対象になりますが、1月2日以降に生まれた児童は対象になりません。また、1月1日から支給が決定されるまでの間に亡くなった児童も対象にはなりません。

### Q5. 支給対象者に外国人は含まれますか？

A5. 平成26年1月分の児童手当受給者であって、給付金支給決定時において、対象児童が中長期在留者等である場合は支給対象となります。

### Q6. 必要な添付書類は何ですか？

A6. 児童手当受給口座への振り込みを希望する場合は添付書類は必要ありません。

### Q7. 平成25年6月の児童手当現況届を提出していないのですが、支給対象になりますか？

A7. 平成26年1月分の児童手当を受給していない人は支給の対象にはなりません。現況届が提出され、1月分の児童手当の支給が認定された段階で支給対象となります。

### Q8. 私の平成25年の所得は児童手当の所得制限限度額以上あるのですが、子育て世帯臨時特例給付金の申請書が届きました。どうすればよいですか？

A8. 所得が児童手当の所得制限限度額以上であることが分かれば申請する必要はありません。(申請しても不支給となります。)



まつどり 松戸の子育て応援マスコット

# 申請方法 (平成26年1月1日時点で住民票が松戸市にある人が対象です)

- 申請先 松戸市役所 「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金担当」まで、同封の返信用封筒で郵送してください。  
※申請書が届いた人が必ずしも支給対象になるわけではありません。あらかじめご了承ください。  
 窓口申請を希望する人は、下記申請受付窓口にお越しください。  
 市民課、支所での受け付けはできません。
- 申請期間 平成26年7月16日(水)～平成27年1月16日(金)
- 提出書類 申請書と必要添付書類



**必要添付書類**

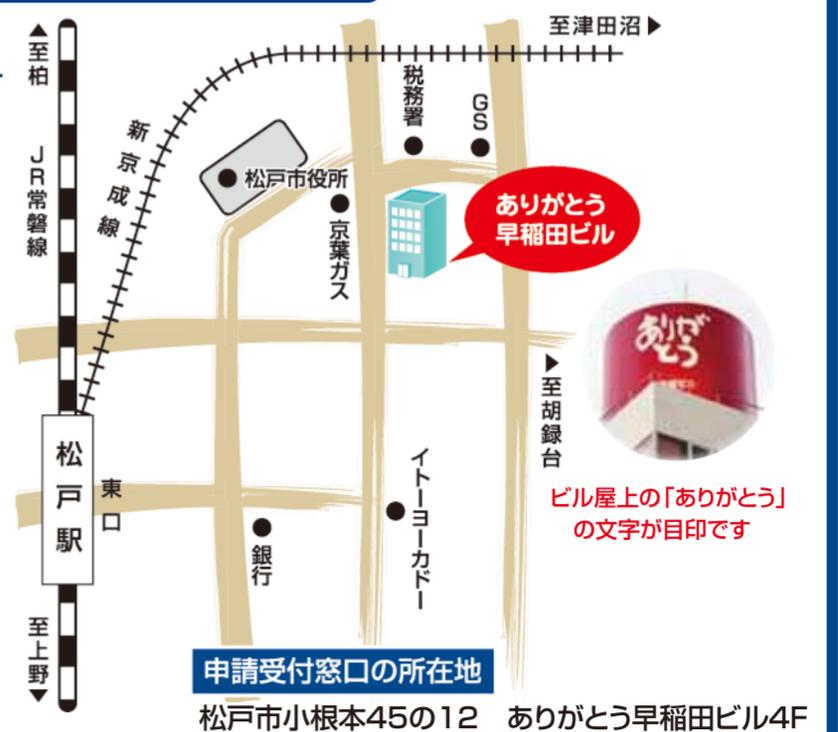
「臨時福祉給付金」:下記の①と②は必須、③と④は該当者のみ  
 「子育て世帯臨時特例給付金」:児童手当の受取口座以外を指定する場合に限り、下記の②のみ

- ①申請者本人確認書類  
 住民基本台帳カード・運転免許証・旅券・在留カード・健康保険証の写しなど  
 (法定代理人による申請・受給の場合は、本人確認書類及び代理関係を確認できる書類)
- ②指定した口座が確認できる書類  
 金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ③臨時福祉給付金の年金受給者確認書類  
 基礎年金等受給者で以下のア～ウの場合は年金額改定通知書の写し(日本年金機構より平成26年6月に送付されたもの)、エの場合は年金受給が決定された後に送られた年金証書の写し  
 ア)平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した人  
 イ)日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している人  
 ウ)共済組合等が支給する年金のみを受給している人  
 エ)年金額改定通知書が送付されない人(年金の裁定請求を遅れてした人または手続き中の人)
- ④扶養者の平成26年度分非課税証明書  
 住民票所在地が他市区町村にある扶養者に扶養されている場合



## 問い合わせ先・申請先

- ◆申請方法に関するお問い合わせ先・申請受付窓口  
 松戸市臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター  
 【受付時間 平日9時～17時】  
 ☎047(366)8192  
 ✉mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp
- ◆郵便での申請先  
 〒271-8588 松戸市根本387の5  
 「松戸市臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金担当」宛
- ◆制度に関するお問い合わせ先  
 厚生労働省  
 2つの給付金に関する専用ダイヤル  
 ☎0570(037)192



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください**  
 市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。